風評対策強化指針(平成29年2月追補改訂版)

はじめに

東日本大震災からまもなく6年を経過する今もなお、農林水産業や観光業を中心とした分野で風評被害が残っていることから、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえつつ、復興大臣の下に関係府省庁からなるタスクフォースを平成29年2月24日に開催し、「風評対策強化指針」に基づく各府省庁の取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評被害対策の強化について検討を行った。

引き続き、現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、 復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、官民一 体となって風評対策を強力に推進する。

(参考) これまでの経緯

平成 25 年 3 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース | 開催

平成 25 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表

平成 25 年 11 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース | 開催(フォローアップ)

平成 26 年 6 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース」開催及び「風評対策強化指針」公 表

平成 27 年 6 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース」開催(フォローアップ)

平成 28 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース」開催 (G 7 閣僚会合対応等)

平成 28 年 10 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タ スクフォース」開催 (フォローアップ)

【風評対策強化指針】

「強化指針1. 風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

「強化指針2.正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」 総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に 分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門 的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

「強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地 産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

強化指針1 風評の源を取り除く

被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の支援や放射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表する。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

- (1) 食品中の放射性物質の基準値の設定 (主な取組)
 - a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定 (平成23年3月17日~)【厚生労働省】
 - b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な 指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定 (平成24年4月1日~)【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値		E U Council Regulation (Euratom) 2016/52		アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern		コーデックス CODEX STAN 193-1995
飲料水 牛 乳 乳児用食品 一般食品	10 50 50 100	飲料水 乳製品 乳児用食品 一般食品	1,000 1,000 400 1,250	食品	1, 200	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般 食品では、50%が基準 値相当汚染されている と仮定		・介入レベルを一般食品 で年間 1mSv と設定 し、10%が規制値相当 汚染されていると仮定		・預託実効線量 5 mSv を採用し、食事摂取 量の 30%が汚染されて いると仮定		・介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食 品の10%が汚染地域 由来と仮定

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

(2)被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施(主な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

- a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援及び技術的 支援
 - ①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】
 - ②福島県による米の全袋検査体制整備

【内閣府原子力被災者生活支援チーム、農林水産省】

- ○福島県では、県産米の信頼回復を図るため、県全体で全量全袋検査を実施。(27 年産米以降は、基準値超過はない。28 年産米については、平成29 年 1 月 25 日時点で約 1,016 万袋検査を実施。)
- ③水産物の検査体制の整備【農林水産省】
- ○原発事故以降、これまで 102,322 検体の検査を実施。(平成 28 年 12 月 26 日現在)福島県においては、これまで 45,173 検体の検査を実施。福島県の海産物は平成 27 年 4 月期以降 100%が基準値以内。

※なお、基準値を超えたものについては回収・廃棄等を行い、市場に 流通しないよう措置がなされている。

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

- ○平成28年3月までに全国で合計310台以上導入。
- ⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】
- ○平成 28 年 12 月までに全国で 291 台配分。
- ○平成 28 年 12 月までに研修会を全国で 29 回開催し、延べ約 2,000 名が 参加。
- ⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及 び契約検査機関における検査【厚生労働省、農林水産省】
- ○平成28年3月までに全国で5万3千件以上の検査受け入れ。
- ⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の 委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用で

きる交付金等による財政支援【消費者庁】

⑧学校給食の放射性物質検査

【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】

- ○学校給食食材の事前検査機器整備補助等
 - 東日本 16 都県に対して約85 台補助済み。
 - -基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に 200 台以上整備。
- ○学校給食一食全体の事後検査

平成 24 年度: 43 都道府県で実施

平成 25 年度:10 県で実施 平成 26 年度:10 県で実施 平成 27 年度:9 県で実施

- b.原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の 策定に関する基本的事項を定め、17 都県を中心とした食品中の 放射性物質検査を推進【厚生労働省】
 - ○平成 23 年 3 月 18 日 ~ 24 年 3 月 31 日 137,037 件

(99.12%が暫定規制値以内)

〇平成 24 年 4 月 1 日~28 年 12 月 31 日 1,515,648 件

(99.69%が基準値以内)

※基準値を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準 値超過の地域の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施。

- c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】
 - ○平成28年12月までに8,400件以上の買上調査を実施。

筡

【工業製品等の放射線検査整備】

- a. 福島県を中心とする企業等からの要請に応じ、工業製品等の放射線量測定、指導・助言を実施【経済産業省】
 - ○相談件数:約620件、測定実施件数:約7,500件(平成27年度までの累計)

筡

2. 環境中の放射線量等の把握と公表

(主な取組)

a. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を

踏まえ、海洋モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海洋モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表。また、IAEAのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施。さらに、IAEA等と共同で、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水等の採取・分析を実施。【原子力規制庁】

- ○国際的な信頼性向上の観点から、平成27年5月及び11月、平成28年5月及び11月にIAEA環境研究所の海洋モニタリングの専門家等が来日し、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水等を採取し、それぞれ分析を行った。これまでのIAEAの公表では日本のデータの信頼性は高いと評価。
- b. 福島県内を中心に、放射線モニタリング体制を構築。引き続き、 測定体制の維持・管理、環境中の放射線量の着実な測定・公表を 継続。【原子力規制庁】
 - ○福島県内の測定機器設置台数
 - ーリアルタイム線量測定システム 3,036 台
 - 可搬型モニタリングポスト 578 台
 - ー固定型モニタリングポスト 12 台

等

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報の伝え方について、住民目線での点検・改善を行い、 正確で分かりやすい情報提供とこうした情報をもとにした消費者・国民 とのコミュニケーションを強化する。

1. 放射線に関するリスクコミュニケーションの実施

(主な取組)

a. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等における意見交換会等を開催

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

- ○関係府省庁の連携により、平成 27 年度中に全国 6 カ所で意見交換会を 開催 (平成 23 年度からの累計 55 回開催)。※全 6 回における参加者の理 解度平均:85% (参加者アンケート結果)
- ○平成 28 年度に関係府省連携で新たに実施した取組として、全国4会場

(東京都2会場、宮城県、大阪府)で実施された親子参加型の大規模イベントに出展し、小学生とその保護者に対して食品中の放射性物質への対策や現状について情報提供、意見交換を実施。

- ○平成 28 年度に、食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考えるリスクコミュニケーションを、福島県と東京都で開催。
- 〇地方自治体、消費者団体等と連携した意見交換会等を平成 28 年 12 月末 までに 63 回開催 (平成 23 年度からの累計 626 回開催)。
- ○定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的 な実施内容に反映する予定。
- b. 福島県立医科大学における人材育成・リスクコミュニケーション拠点の強化(「災害こころの医学講座」、「健康リスクコミュニケーション学講座」等の開設【環境省】
 - ○福島県に対し下記の講座を支援するため、基金造成費として平成 25 年度 2 億円、平成 26 年度約 3.8 億円交付し、福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材の確保と育成を推進。
 - 1. 災害こころの医学講座
 - 2. 健康リスクコミュニケーション学講座
 - 3. 甲状腺内分泌学講座
 - 4. 放射線健康管理学講座
- c. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等リスクコミュニケーションの推進者の養成促進

【環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省】

- ○福島県及び福島近隣県において、住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材の育成(基礎研修・応用研修:平成27年度計34回、受講者793名)や、そうした人材に対して情報提供や助言を行うことができる人材(コーチ)の育成(コーチ育成研修:平成27年度計3回、受講者29名)を実施。
- d. 保健所・保育所・幼稚園等、地域におけるミニ集会の開催等を はじめとした正確な情報発信の促進【消費者庁】
 - ○平成 25 年度中に全国で約 3,000 人のコミュニケーターを養成。引き続き、各人が地域において正確な情報発信ができるよう、各種の支援を実施。
- e. きめ細かい個人線量等の測定と住民の身近で、相談に応じられる仕組みの構築支援

【復興庁/内閣府原子力被災者生活支援チーム、環境省】

○福島再生加速化交付金「個人線量管理・線量低減活動支援事業」「相談員 育成・配置事業」を、浜通り及び避難者も多く、ニーズの高い中通りの 自治体等に交付。これら自治体等において、外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会、住民の身近で放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等を実施。

○相談員等に対して科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を 支援するため、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」 において、ニーズ収集のための訪問活動(平成 27 年度:320 回)、個々 の相談への対応(平成 27 年度:41 件)、専門家の派遣(平成 27 年度: 10 件)、研修会や相談員等の意見交換会の開催(平成 27 年度:15 件)等 を実施。

2. 放射線に関する情報発信

(主な取組)

a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係府省のホームページ等で公表

【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

- ○厚生労働省ホームページ等で日本語及び英語での情報発信。
- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底や公共施設での 広報活動等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進 【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】
 - ○消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を改 訂(第10版)しHPで公開するとともに、全国でこれまでに約15万部 配布(平成28年12月末現在。)。別途福島県が、県内全戸配布(約70万部)。
 - 〇「食品と放射能Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能Q&Aミニ」を改訂(第2版)し、HPで公開。全国でこれまでに約2万部を配布(平成28年12月末現在。)。
 - ○「食品と放射能Q&A」を英訳し、HPで公開。
 - ○農林水産省ホームページで消費者向けページ「食品中の放射性物質について知りたい方へ」を公開。
 - ○農林水産省消費者の部屋において平成28年3月7~11日に特別展示「再発見!東北の豊かなみのり~5年間の歩みとともに~」を開催。研究者によるサイエンスカフェ、パネル展示、試食・試供を実施。
- c. 学校における放射線に関する教育の支援等【文部科学省】
 - ○放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施(平成27年度実施回数:66回)。児童生徒等を対象とした

放射線に関する出前授業を実施(平成27年度実施回数:226回)。

○福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に「放射線に関するご質問に答える会」を実施(平成 28 年度 12 月末までの実施回数: 251 か所)。

d. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信 【内閣府、復興庁、環境省、経済産業省、関係省庁】

- 〇パンフレット「風評被害の払拭に向けて」(日本語・英語)を作成(平成 28年4月)。アジア各国向けに、中国語(簡体字・繁体字)・韓国語に翻 訳したパンフレットを作成(平成29年1月)
- ○食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府 インターネットテレビに掲載。
- ○食品中の放射性物質の基準値についての情報を政府広報オンラインに掲載。
- ○関係省庁等と15名の専門家で作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を環境省ウェブサイトに掲載。住民対応にあたる保健師等の保健医療福祉関係者や教育関係者向けの教材として活用。また、環境省ウェブサイトに放射線に関する情報を集約したポータルサイトを平成26年3月に開設し、週1回のペースで更新。
- ○風評被害の払拭に関するテーマを視覚障害者向け資料(音声広報CD「明日への声」Vol. 44)(平成 27 年 7 月)に掲載。
- ○風評被害を払拭し福島の魅力を伝える広告を掲載(平成27年9月新聞71 紙)。
- ○BSミニ番組で風評被害の払しょくを含む復興の現状と取組について放送(平成28年3月、8月)。
- ○関係省庁と50名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」(冊子)をホームページに掲載。自治体から依頼に応じて追加配布しているほか、英語版も作成し、各種会合イベントにおいて配布(平成29年1月時点で約3万部配布)。
- ○風評被害の払拭を含む東北の復興の現状と取組等に関するラジオ定時番 組を放送(平成 28 年 7 月、平成 29 年 1 月)。同内容の動画を配信(平成 29 年 1 月インターネットテレビ)し、インターネット広告を掲載(平成 29 年 2 月)。
- ○「東北復興月間」を含む東北の復興の現状と取組等に関するラジオ定時番 組を放送、新聞突出し・インターネット広告を掲載、インターネット動画 を掲載(平成 28 年 6 月)。
- ○「福島の今」を広く国内外に伝えるため、関係機関協力の下、福島の広報 動画を作成し、インターネット配信やDVDにより情報を発信(平成 28 年 9 月、平成 29 年 1 月)。
- e. 国内外に対する水産物の安全性についての情報発信

【農林水産省】

○水産物のモニタリング検査については、ホームページへ随時結果を掲載

するとともに、これまでの水産物のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめ、平成27年4月に更新。英語版も公表。これらを含めた国内外に向けた説明資料の作成や説明会の実施により、消費者等への情報提供を実施。

- ○放射能と魚について分かりやすく説明した冊子の作成・配布(平成 28 年 1月)。
- ○平成23年以降、事業者、消費者等に対して説明会を実施。
- f.「県政だより」等の自治体広報誌を活用した正確な情報発信 【復興庁】
 - ○31 都道府県、約 250 市区町村の広報誌等で掲載(平成 28 年度)。
- g. 復興月間における情報発信等【復興庁】
 - ○「東北復興月間」の平成 28 年 6 月、復興庁主催の「東日本大震災 5 周年 復興フォーラム」等各種イベントにおいて、福島県産品の食の安全・安 心への取組ブース出展、福島県内の放射線量等に係るパネル展示等によ る情報発信を実施。内閣総理大臣等が視察。
- h. 平成 28 年に開催されたG 7 関連会合における情報発信【復興 庁、関係省庁】
 - ○平成 28 年の G7 関連会合で日本語のほか、英語版のパネル展示、パンフレット配布を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。
 - 4月 10~11日 外務大臣会合(広島県広島市)
 - 23~24日 農業大臣会合 (新潟県新潟市)
 - 29~30日 情報通信大臣会合(香川県高松市)
 - 5月 1~ 2日 エネルギー大臣会合(福岡県北九州市)
 - 14~15日 教育大臣会合(岡山県倉敷市)
 - 15~16日 環境大臣会合(富山県富山市)
 - 15~17日 科学技術大臣会合(茨城県つくば市)
 - 20~21日 財務大臣会合・中央銀行総裁会議(宮城県仙台市)
 - 26~27日 サミット (三重県志摩市)
 - 9月 11~12日 保健大臣会合(兵庫県神戸市)
 - 24~25日 交通大臣会合(長野県軽井沢町)
- i. 国際会議・展示会等を活用した情報発信【関係省庁】
 - ○平成 28 年 10 月開催の「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」において、5 種類のパンフレット(「風評被害の払拭に向けて」(英語)や福島県産品を紹介した福島県作成のパンフレット(英語)等)を参加各国のスポーツ大臣等の要人に配布し、あわせて会場にも配置。また、IOC会長や各国スポーツ大臣が出席の夕食会で東北産の食材が使われていることを文部科学大臣からアピールするとともに、復興の状況についても

発言(平成 28 年度)。

- j. 在外公館天皇誕生日レセプションにおける福島県人会と連携 した情報発信【外務省】
 - ○豪州・パース、米国・ロサンゼルス、メキシコ、ドイツ・デュッセルドルフの4か国で、当地に在住する福島県人会と連携し、福島県産品の提供や、パンフレット配布などを通じて福島県の魅力をPRした(平成28年度)。

等

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR・販路拡大等の支援、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等の支援並びに風評に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報するとともに、被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続する。

また、東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援する。

1. 被災地産品の販路拡大等

(主な取組)

- a.福島県産農産物等の正しい理解を促進し、ブランド力を回復するため、福島県が行う福島県産農産物等のPRのための取組を支援【農林水産省】
 - ○食品流通関係者向けの商談会・交流会を開催し、158 件の個別商談を実施(平成 29 年 1 月)。
 - 〇民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR事業への支援 (平成27年度:312件)。
- b. 民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化する等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進(「食べて応援しよう!」キャンペーン等)【農林水産省、経済産業省、復興庁、全府省庁】

- ○「食べて応援しよう!」キャンペーンの推進:被災地産食品販売フェア 等の取組の報告数:1,556件(平成28年12月末現在)。
- 〇各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許 庁食堂で福島県産品(水産物、野菜等)を使用したメニューの提供(累 計7回、直近:平成28年7月・8月)。
- ○復興庁、経済産業省、農林水産省、文部科学省が連携し、食品産業関係 団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等、合計 1,601 団体・機関宛てに、被災地産品の利用・販売促進を要請(平成 28 年 10 月)。
- 〇日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所宛てに、復興庁、農 林水産省、経済産業省の連名で、福島県産品をはじめとした被災地産品 の利用・販売促進の一層の協力を要請(平成28年10月)。
- 〇日本経済団体連合会に対し、復興大臣が積極的な福島県産品の購入・使用、被災地への観光の促進及び企業立地の検討を要請(平成 29 年 2 月)。
- 〇流通業界 10 団体宛てに、経済産業副大臣名で、福島県産品の流通・販売 促進、被災地応援フェア、贈答品等での一層の利用・販売等の協力を要 請(平成 28 年 11 月)。
- 〇広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品(農産物) の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA等が個別に商談できる よう経済産業省、農林水産省、復興庁が連携して環境を整備(平成27年 4月)。
- ○流通関係者、福島県、農林水産省、経済産業省、復興庁の間で最新の産 地情報や販売促進の取組等について情報共有、意見交換を行う「福島県 産食品の販売促進に向けた情報交換会議」を開催(平成27年6月、平成 28年1月、平成28年8月)。
- c. 福島県産品や観光の風評被害の払拭を図るため、関係省が連携 した「霞が関ふくしま復興フェア」の開催

【経済産業省、復興庁、関係省庁】

- ○経済産業省、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林 水産省、国土交通省、環境省、消費者庁、金融庁、特許庁及び復興庁が、 「霞が関ふくしま復興フェア」としてリレー方式で、福島県産品の販売・ 観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信(平成27年7~8 月、平成28年7~8月(13省庁に拡大))。
- [再掲] 各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業 省、特許庁食堂で福島県産品(水産物、野菜等)を使用したメニューの 提供(累計7回、直近:平成28年7月・8月)。
- d. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

○地域材を活用した住宅のPR展示、被災者の住宅再建に向けた相談会を 福島県内で3回実施(平成28年6月~10月)。

- ○工業品等の販路開拓 (ビジネスマッチング・商品開発) を支援。
 - 商談件数:約2,800 件、商談成約金額:約57 億円(平成23 年度事業 から27 年度事業までの累計)

※平成 28 年末時点

- 〇カンボジア,スリランカ,ギニアビサウ,コンゴ(共)及びアルメニア に対し、被災地の工業用品等を供与(平成28年度交換公文締結実績11 億円)。
- e. 被災地における新たな農業システムの構築のため、先端技術を 活用した農業の実証支援等を実施【農林水産省】
 - ○福島県とも連携し、花きの周年安定生産技術や放射性物質モニタリング 技術等を活用した野菜苗の高付加価値生産技術の実証など、4 分野 4 課 題の大規模実証研究を実施(平成 28 年度)。
- f. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】

- ○全府省庁の食堂・売店(出先機関を含む)で被災地産品を利用・販売。
- ○〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業 省、特許庁食堂で福島県産品(水産物、野菜等)を使用したメニューの 提供(累計7回、直近:平成28年7月・8月)。
- ○経済産業省において、省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品を 販売(平成26年9月、12月~)。
- 〇農林水産省食堂において、東北復興月間に岩手、宮城、福島の県産食材を使用したメニューを提供(平成28年6月)、関東農政局神奈川支局食堂において福島県産米を使用したごはんを提供(平成28年6月、11月~12月)するなど、農林水産省及び出先機関の食堂・売店において、被災地産食品を積極的に利用・販売。
- ○防衛省において、被災地で製造されたレトルト品の調達 (約 106 万食 (平 成 27 年度)。
- ○内閣府被災者支援チーム/経済産業省、農林水産省、復興庁が、福島県や 農業関係者団体等と風評被害の実態や施策の効果を検証する「福島県産 農林水産物の風評払拭対策協議会」を発足(平成 29 年 2 月)。
- g. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願 に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置

【経済産業省、農林水産省、復興庁】

- 〇地域団体商標登録については、4事業者が登録し、1事業者が出願中(平 成28年12月現在)。
- 〇農産物等の新品種登録については、福島県より3品種が登録し、3品種が出願中(平成28年12月現在)。

h. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の閣議決定 (平成29年2月10日閣議決定)

【復興庁】

○風評被害の実態調査やこれに基づく措置を位置づけ。

築

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

(主な取組)

- a. 福島県への国内観光客や訪日外国人旅行者等の旅行者数を拡 大するための取組を実施【国土交通省、復興庁、文部科学省】
 - ○福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業への 支援を実施(平成 27 年度~)。
 - 〇同事業において、海外風評対策事業を中国・韓国・台湾やASEAN諸国 など計5カ国で実施(平成27年度)。
 - 〇同事業において、教育旅行・合宿モデルコースのモニターツアー(首都圏、隣接県、九州地区、台湾 計 59 校 573 名)を実施。(平成 27 年度)。
 - ○同事業において、東京ビックサイトにおけるツーリズムEXPOを実施 (平成27年9月)。
 - ○同事業において、首都圏における甲冑列車を活用したキャラバンや、相 双まるごと「うまいもの」展の実施(平成27年度)。
 - 〇同事業において、英語版の相双地方概要、沿線MAP、エリアガイドブックなどを作成(平成 27 年度)。
 - ○同事業において、まちづくりワークショップや、おもてなし研修会の開催、観光地づくりアドバイザーの派遣等による人材育成を実施(平成27年度)。
 - ○同事業において、温泉や地域文化・歴史を活かして県内を周遊するため のイベントや広報を実施(平成27年度)。
 - ○平成 26 年度補正予算において、「原子力災害からの福島復興交付金」を 措置。それに基づき、福島県において、修学旅行のバス代の一部を補助 する教育旅行復興事業を創設(平成 27 年 4 月)。
 - ○全国の都道府県・市町村の教育長、小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行の実施に係る説明と要請等を実施(平成26年~平成28年度に93回実施(平成28年12月末時点)。(参考)福島県の修学旅行等の現状

震災前:約70万人泊 → 平成27年(震災後):約38万人泊

- ○教員研修施設において福島県関連資料を提供(平成28年度)。
- ○震災以前に福島県への修学旅行等の実績が多かった地域に対して、学校 向けアンケートを順次実施中。

b. 太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る

【国土交通省】

- ○東北観光サポーター312 者参加、語り部育成研修会を 4 地域で 15 回開 催、延べ 210 名参加。モニターツアーを 21 件催行、561 名参加。
- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等へのPR事業の 実施【外務省】
 - ○21 か国 26 名の記者を招へいし、政府関係者からのブリーフや被災地を 取材 (平成 28 年度)。
- d. 福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録、通訳案内士の特例措置【復興庁、国土交通省】
 - ○福島特例通訳案内士登録者数
 - 41名 (平成 26 年 9 月)
 - 85名 (平成27年4月)
 - 一137名 (平成 28 年 4 月)
- e. 東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核とした公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等の実施【環境省】
 - 〇みちのく潮風トレイルについて、開通区間(約370km)の情報をウェブや SNS での広報及び各種イベントにおいて発信し、利用者の増加を図るとともに、観光地の再生と復興に資する公園施設の整備(普代(岩手県普代村)、戸倉(宮城県南三陸町)等における利用拠点施設やトレイルの整備)を実施(平成28年12月時点)。
- f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給

【外務省】

- ○平成23年11月15日から平成28年3月末までに全国で約4万2千件の ビザ発給手数料の免除(「集中復興期間」)。
 - 引き続き,「復興・創生期間」である5年間においても,ビザ発給手数料の免除措置の実施。
- ○平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 12 月末までに東北三県を訪問する中国人観光客に対し約 3 万 5 千件の数次ビザを発給。

- g.「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】
 - ○官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の49事業、民間等68団体の取組が掲載(平成28年4月1日現在)。
- h. 被災地自治体による在外公館での観光誘致 PR、駐日外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】
 - ○在外公館文化事業において,東北地方の文化紹介やドキュメンタリー映画上映等を計約13件実施(平成27年度)。
 - 〇地方の魅力発信プロジェクトにより,在外公館で被災地自治体等による 観光誘致PR等を実施(平成28年度)。
 - ○地域の魅力発信セミナーにおいて、外資系企業誘致のためのプレゼンテーション等を実施(平成27年度)。
 - ○「地方を世界へ」プロジェクトにより,外務大臣が駐日外交団とともに 宮城県を訪問(平成 28 年 11 月 23 日)。
- i. 東北への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施

【国土交通省】

- ○東北:台湾で一般消費者に対するプロモーションイベント「第2回日本東北六県感謝祭~日本東北遊楽日~」を開催(来場者数約5万人、平成27年12月4日~12月6日)。
- ○東北地方において、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組への支援を実施(平成28年度)。
- 〇日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンと して、東北プロモーションを実施(平成28年度)。

3. 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等

(主な取組)

- a. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等のPRの実施 【経済産業省、復興庁、関係省庁】
 - 〇以下の国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。
 - 一第2回日アフリカ資源大臣会合及び日アフリカ鉱業・資源ビジネスセミナー(平成27年5月)
 - -ICEF(Innovation for Cool Earth Forum)2015 (平成27年10月)
 - 産業交流展 2015 (平成 27 年 11 月)
 - ーグローバル知財戦略フォーラム 2016 (平成 28 年 1 月)
 - ーJVA(Japan Venture Awards)2016 (平成 28 年 2 月)
 - ○第3回国連防災世界会議において、震災復興の現状と取組を国際社会へ 向けて発信(平成27年3月)。

- ○G7関連会合における福島県産品等のPRなどを実施
- 4月 10~11日 外務大臣会合(広島県広島市)
 - 23~24日 農業大臣会合(新潟県新潟市)
 - 29~30日 情報通信大臣会合(香川県高松市)
- 5月 1~ 2日 エネルギー大臣会合(福岡県北九州市)
 - 14~15日 教育大臣会合(岡山県倉敷市)
 - 15~16日 環境大臣会合(富山県富山市)
 - 15~17日 科学技術大臣会合(茨城県つくば市)
 - 20~21日 財務大臣会合・中央銀行総裁会議(宮城県仙台市)
 - 26~27日 サミット (三重県志摩市)
- 9月 11~12日 保健大臣会合(兵庫県神戸市)
 - 24~25日 交通大臣会合(長野県軽井沢町)
- b. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国・地域への 働きかけの継続等【外務省、農水省】
 - ○平成 28 年 12 月現在、21 か国(カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウュート,ネパール,イラン,モーリシャス)が規制を撤廃し、平成 27 年 5 月以降,米国,ロシア,E U、エジプト,ブルネイ,仏領ポリネシア,イスラエル,カタール,ニューカレドニア、UAE が規制を緩和。
 - ○G7農業大臣会合新潟宣言において、輸入規制緩和に係る文言として、 「輸入規制が、科学的知見と根拠に基づくSPS合意を含むWTOルールと調和的であるべきことを確認する」が明記。
 - ○ブルネイ,モロッコ、レバノンの食品輸入規制当局関係者を招へいし、 関係省庁との意見交換及び福島県の視察を実施(平成29年1~2月)。
- c. 被災地自治体による在外公館等での物産展開催等により特産品等PRの場を提供【外務省】
 - ○風評被害対策海外発信支援事業として,東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体(被災地)と連携し,規制を課している国・地域で,物産品の安全性,観光等の実情,魅力を総合的に発信する事業を計4件実施(平成27年度(平成26年度補正繰越し分2件を含む。))。